

「平成 31 年度外国人材就労支援事業」業務委託受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第 1 条 横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱(平成 18 年 3 月 31 日制定。以下「実施要綱」という。)第 8 条の規定に基づき、「平成 31 年度外国人材就労支援事業」業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(平成 17 年 4 月 1 日制定)(以下「実施取扱要綱」という。)及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準(平成 17 年 4 月 1 日制定)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(提案資格)

第 2 条 プロポーザル参加事業者の資格は次のとおりとする。

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日において、平成 29、30 年度の「横浜市一般競争入札有資格者名簿」(物品・委託)に登載され、営業種目等を次のとおり登録していること。
 - ア 営業種目として「その他の委託等」又は「労働者派遣業務」で登録していること。
 - イ 所在地区分を「市内」又は「準市内」で登録していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していない者。
- (3) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱(平成 16 年 4 月 1 日制定)の規定による停止措置を受けていない者であること。

(審議事項)

第 3 条 実施要綱第 9 条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル方式の実施に関する審査
 - ア プロポーザルの手続き及び公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価委員の決定
 - ウ プロポーザルの評価方法の決定
 - エ プロポーザル関係書類提出要請書(以下「提出要請書」という。)の審査
 - オ その他必要と認める事項
- (2) 受託候補者の特定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 受託候補者の特定
 - ウ プロポーザル評価結果の通知

(事業期間)

第 4 条 事業期間は契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日とする。

(参加表明手続き)

第 5 条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第 6 条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第 2 条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

(提案資格確認の通知)

第 7 条 実施取扱要綱第 11 条により選定されなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により選定されなかった理由の説明を求められるものとする。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書を提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求められた者に対し書面により回答する。

(提出要請書)

第8条 プロポーザル提案書の提出については、提出要請書による要請に基づくものとし、提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) プロポーザル評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第9条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 企業（団体）の概要
- (2) 類似業務の受託実績
- (3) 業務の実施方針と内容
- (4) 業務の実施体制
- (5) 業務の事業費配分
- (6) 業務工程表
- (7) 提案書の開示に係る意向申出書
- (8) その他、当該業務に関連する提案事項

(評価)

第10条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容に関する視点
 - ア 事業目的の理解度
 - イ 事業の実施に必要な基本的知識
 - ウ 横浜で就職を希望する外国人を対象とした「就職活動応援セミナー」の企画内容
 - エ 横浜で就職を希望する外国人とその受入れに意欲的な市内中小企業等が直接交流するための「合同企業説明会（外国人のための就職応援フェア）」の企画内容
 - オ 広報・集客に関する提案内容及び実現性
 - カ 関係機関との連携による効果的な事業実施
 - キ スケジュール管理
 - ク 参加者及び参加企業への対応
 - (2) 実施体制に関する視点
 - ア 従事スタッフの構成・人数など
 - イ 実務担当者の実績・類似業務の受託実績
 - (3) 企業としての取組に関する視点
企業としての取組に関しては下記項目を1点の加点とする。
 - ア ワークライフバランスに関する取組
 - (ア) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている（従業員101人未満の場合のみ加算）。
 - (イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている（従業員301人未満の場合のみ加算）。
 - (ウ) 次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている。
 - (エ) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている。
 - イ 障害者雇用に関する取組
 - (ア) 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している（従業員45.5人以上）、又は、障害者1人以上雇用している（従業員45.5人未満）。
 - (4) 市内の中小企業であること
提案者が、市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた場合には、5点を加算する。
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

- 4 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の特定結果については、その提案者に通知する。
- 5 評価点が評価の合計の6/10以上で、最も評価点の高い方から順に特定する。
- 6 プロポーザルの評価が同点となった場合は、次の順序で上位の提案がプロポーザルの上位とする。
 - (1) 加重項目の合計点が上位の者
 - (2) 10点の評価点項目の多い者
 - (3) 加重項目に4点以下の評価のない者

(プロポーザル評価委員会)

第11条 プロポーザルの評価にあたっては、「平成31年度外国人材就労支援事業」業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) ヒアリング
 - (4) プロポーザルの評価の集計及び結果報告
- 2 評価委員会には、委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- | | | |
|------|-----|-----------|
| 委員長 | 経済局 | 経営・創業支援課長 |
| 副委員長 | 経済局 | ものづくり支援課長 |
| 委員 | 経済局 | 国際ビジネス課長 |
| | 経済局 | 雇用労働課長 |
| | 経済局 | 企画調整課担当係長 |
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を経済局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第12条 選定委員会は評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員会の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定・非特定結果通知に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(評価結果の通知)

第13条 実施取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができるものとする。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(停止条件)

第14条 平成31年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする。予算の議決がされないときは、本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は成立しないものとする。

附 則

この要領は、平成31年1月23日から施行する。